

## 参考：語句説明

### 1：環境と経済の統合を目指した取組

#### ● ISO14001

ISO(国際標準化機構)による環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格で、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。

#### ● 環境活動評価プログラム(エコアクション21)

中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる、環境マネジメントの簡易な方法を提供する目的で策定されたプログラムです。このプログラムに参加することにより、中小事業者でも、簡易な方法により環境保全への取組が展開でき、かつその結果を「環境行動計画」として取りまとめて、公表できるように工夫されています。ISO14031(環境パフォーマンス評価の国際規格)との整合性も図られています。

#### ● エコタウン事業

エコタウン事業は、「ゼロ・エミッション構想」(ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想)を地域の基本構想として位置づけ、同時に地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型まちづくりを進めるために平成9年度に創設された制度。

### 2：地域からの環境問題への取組の支援

#### ● 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民・事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

#### ● こどもエコクラブ事業

環境省が、地方公共団体との連携の下、全国の小中学生を対象に自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブの設立を呼び掛け、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら学習・活動ができるようプログラムや情報の提供等を行っている事業。

#### ● 子どもパークレンジャー事業

子どもたちが、全国各地の国立公園等において自然保護官(レンジャー)の行う環境保全活動や利用指導に参加することにより、自然保護や環境保全の大切さを学ぶ事業。

#### ● 地球環境パートナーシッププラザ

環境省が国連大学と共同で運営する機関で、NPO、企業、行政機関の対等で互いを尊重したパートナーシップの促進のために設立された。社会を構成する各主体の活動やパートナーシップについての情報収集・提供のほか、NPO活動支援やパー

トナーシップ促進のための調査・研究、提言活動も行っている。

### 3：地球温暖化対策

#### ● IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)

気候変動に関する政府間パネル。地球温暖化問題について科学的な評価を行う公式の場としてUNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)の共催により1988年11月に設置され、各国の科学者・専門家の検討により科学的、技術的知見を提供している。

#### ● 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6物質が温室効果ガスの削減対象とされている。

#### ● 気候変動枠組条約

地球温暖化防止に対する取組を国際的に協調して行っていくため、1992年(平成4年)5月に採択され、1994年(平成6年)3月21日に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

#### ● 京都議定書

1997年(平成9年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。

#### ● 地球温暖化対策に関する基本方針

国、地方公共団体、事業者及び国民といった各主体が講ずべき措置に関する基本的事項等を定めたもの。

#### ● 地球温暖化推進大綱

平成9年12月の京都議定書の採択を受けて、内閣に設置された地球温暖化対策推進本部(本部長：内閣総理大臣)が平成10年6月に決定。平成14年3月に改訂され、京都議定書の6%削減約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、100種類を超える個々の対策・施策のパッケージをとりまとめた。

#### ● 京都メカニズム (JI・CDM・排出量取引)

京都議定書で、国際的に協調して排出目標を達成するために導入された措置で、共同実施(JI:Joint Implementation)

クリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）、排出量取引（Emissions Trading）の3つをいう。共同実施は、排出削減義務のある先進国が他の先進国において排出削減事業を行い、事業により生じた排出削減枠を事業のホスト国から投資国に移転させる制度。クリーン開発メカニズムは、排出削減義務のある先進国が、義務のない途上国で排出削減事業を実施し、事業により生じた排出削減枠を先進国が獲得できる制度。国際排出量取引は、排出枠の売買を認める制度。

#### 4：循環型社会構築に向けた廃棄物リサイクル対策

##### ● PCB 廃棄物

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油や又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条）。

#### 5：環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

##### ● 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）（ $\mu\text{m}=1,000$ 分の $1\text{mm}$ ）以下のものをいう。

##### ● 健康項目

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められた環境項目で、公共用水域の水質汚濁に係るものと地下水の水質汚濁に係る環境基準がある。

##### ● 生活環境項目

水質汚濁防止法施行令に基づく生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められた環境項目で、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定めている。

##### ● 「環境ホルモン戦略 SPEED '98」

環境省（当時環境庁）における研究班の調査結果及び外国の研究者の招聘、OECDへのわが国研究者派遣等を通じて、外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）問題についての環境省の基本的考え方と今後の具体的な対応方針を取りまとめたもの。対応方針を定めるにあたって判断根拠とした科学的知見の概要も収録されている。

##### ● POPs 条約

POPsとは、環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等の残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants）のことで、その性質ゆえ、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃

絶、削減等を行う必要から、2001年5月、採択された。製造、使用の原則禁止及び原則制限、POPsを含む廃棄物の適正管理・処理等の内容を盛り込む。

##### ● 自動車 NOx・PM 法

同法は、大都市地域の深刻な大気汚染を背景として、指定された対策地域において、窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）について、大気環境基準を平成22年までに概ね達成することを目標に、平成13年に成立した（NOxに関しては平成4年成立の自動車NOx法の改正）。同法律では、一定の自動車（トラック・バス及びディーゼル乗用車）に関してよりNOxやPMの排出の少ない車を使うよう「車種規制」が盛り込まれており、これにより大都市地域で所有し、使用できる車が制限されることになった。

##### ● ディーゼル排気粒子（DEP）

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のことで、発がん性のおそれなど人の健康への悪影響が懸念されている。

#### 6：生物多様性の保全

##### ● 新・生物多様性国家戦略

私たちの子孫の代になっても、生物多様性の恵みを受け取ることが出来るように、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもの。平成7年に生物多様性国家戦略が策定された後、地球環境保全に関する関係閣僚会議において14年3月に見直され、「新・生物多様性国家戦略」の決定に至った。

##### ● カルタヘナ議定書

遺伝子組換え生物の利用等による生物多様性への影響を防止するために、輸出入に関する国際的な枠組みを定めた議定書。「生物多様性に関する条約」に基づく議定書として、2000年（平成12年）1月に採択されているが、締約国が50カ国に達した後90日で発効することになっている（平成15年4月現在47カ国と欧州共同体が締結している）。

##### ● ワシントン条約

野生動植物の特定の種が過度の国際取引により絶滅の危機に瀕している事実を踏まえ、その国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、生息地における無秩序な採取捕獲を抑制し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としている。1973年3月、米国のワシントンで採択された。

##### ● エコツーリズム

エコロジー（Ecology）とツーリズム（Tourism）を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、先住民の生活や歴史を学んだりする滞在型の観光のあり方を指すもの。